

郵便料の電子納付に 御協力をお願いします

東京地方裁判所では、民事訴訟手続における利便性の向上と円滑な手続きの進行を図るために、**郵便料の電子納付を推進**していきたいと考えています。つきましては、**皆様の御理解と御協力を
お願いいたします。**

★電子納付とは、
郵便料等の保管金をインターネットバンキング、Pay-easy(ペイジー)対応のATM等を用いて納付することです。

※ 東京高等裁判所内郵便局(B1階)のATMも対応しております。

◆便利な点◆

- ・原則として、24時間365日いつでもどこからでも納付ができます。
- ・裁判所への保管金提出書の提出は不要です。
- ・原則として、振込手数料は掛かりません。
- ・事前登録を行うと全国の裁判所で利用することができます。

東京地方裁判所民事訴訟事件係

〈電子納付のお問い合わせ先〉

東京地方裁判所事務局出納第二課保管金係
電話03-3581-2630 (ダイヤルイン)

※地方裁判所で取り扱う事件のうち破産事件や保全事件等の事件並びに簡易裁判所及び家庭裁判所で取り扱う事件の、送達・送付費用については、郵便切手による予納をお願いしていますので、御不明の場合は担当部署にお問い合わせください。

郵便料の電子納付利用の手引き

利用
登録

利用
申出

納付

返還

まずは利用登録しましょう！！

「電子納付利用者登録申請書」に必要事項を記入してご提出ください。

東京地裁での窓口は出納第二課(庁舎9階)です。

出納第二課より「電子納付利用登録票」をお渡しいたします。

…これで、全国の裁判所での利用が可能になります。

すぐに利用する予定がなくても登録できます。

ご都合のよいときに利用者登録をしておくと便利です。

(ただし、2年間使用がないと登録が抹消されます。ご注意ください。)

電子納付を利用しましょう！！ (その1) 利用のお申出

1. 申立窓口にて申し出る場合

訴え提起などの際に、事件係窓口の受付担当者へ

・「郵便料の納付は電子納付で行いたい」という旨と

・利用者登録票に記載されている「登録コード」の番号(7桁)

をお伝えください。

受付が完了したら、「保管金提出書」を受付担当者よりお渡しします。

この保管金提出書は、電子納付に必要な情報を記載したものです。

(ATMで登録していただく情報をお伝えするものですので、電子納付による納付手続き終了後に裁判所に提出していただく必要はありません。)

2. 郵送で申し立てる場合

書類の送付書等に

・「郵便料の納付は電子納付で行いたい」という旨と

・利用者登録票に記載されている「登録コード」の番号(7桁)

を記載して同封してください。

受付が完了したら、「保管金提出書」を事件係もしくは事件担当部から郵送またはファックス送信いたします。

3. 事件係属後に納付する必要が生じた場合

郵便料の追納など、事件係属後に納付する必要が生じた場合は、事件を担当している部の担当者が対応いたします。

担当者に「郵便料の納付は電子納付で行いたい」旨をお伝えください。

電子納付を利用しましょう！！ (その2) 納付のしかた

インターネットバンキング、Pay-easy対応のATMで納付手続をお願いします。

東京高等裁判所内郵便局のATM(庁舎地下1階)でも納付できます。

お渡しした「保管金提出書」に記載されている、

・「収納機関番号」

・「納付番号」

・「確認番号」

を入力して、保管金提出書に記載された所定の金額を納付してください。

…これで納付は完了！！

後日、「保管金受領書」が出納第二課から郵送されます。

返還(事件終了時)について

事件が終了した際に残額がある場合には、利用者登録の時にご指定いただいた預金口座に速やかに返還します。

東京地方裁判所

歳入歳出外現金出納官吏又は出納員 殿

電子納付利用者登録申請書

保管金の提出に際し、電子納付を利用するため、以下のとおり登録を申請します。

この申請により付与される利用者登録コードを使用して保管金の電子納付を行った場合、当該保管金について還付事由が発生したときは、以下の口座へ振り込んでください。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

提出者情報

氏名(カナ)	
氏名	
住所	〒 -
電話番号	

還付先情報

金融機関名	銀行・金庫・組合	店
預金種別	普通・当座・別段・通知	
口座番号		
口座名義(カナ)		
口座名義		
FAX番号		

※ 電子納付とは、保管金をインターネットバンキング、モバイルバンキング及び電子納付対応のATMを用いて納付することです。

事前に利用者登録をしないと保管金の提出に際し、電子納付を利用することは出来ません。

この申請により付与される利用者登録コードは、全ての裁判所において共通して利用でき、利用者登録コードを申立書等に記載若しくは書記官室又は執行官室において口頭で告げることにより電子納付に対応した保管金提出書の交付を受けることができます。ただし、電子納付が可能な保管金の種目には制限がありますので、係書記官等に確認してください。

この申請により付与される利用者登録コードに基づいて電子納付をすると、当該保管金について還付事由が発生した場合に還付先情報欄記載の口座に振込払い請求があつたものとして扱われます。ただし、保管金を還付できない金融機関がありますので、ご注意ください。

「FAX番号」欄は、裁判所からのファクシミリ送信を希望されない場合には、空欄で差支えありません。

提出者情報に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。ただし、還付先情報については変更できませんので、登録の抹消及び新たな登録の申請を行ってください。

登録後、保管金の提出や払渡しが2年間行われない場合は、利用者登録コードが抹消されます。